

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
4	1	津田沼北部	津田沼北部地区まちづくり会議	久々田歩道橋の整備または撤去	久々田歩道橋については、塩害による赤さびが顕著であり「津田沼3丁目」の表示も判読不能である。また、極端に通行量が少ないため、歩道橋の体をなされていない。見た目も悪いため塗装の塗り替え、または撤去についても併せて検討願いたい。	令和6年度以降の予算で対応・検討	市内の歩道橋につきましては、令和3年度に点検を行い、その結果を反映した習志野市歩道橋長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・補修を行っております。この長寿命化修繕計画では、令和6年度から約3ヶ年にかけてJR津田沼駅北口ペDESTリアンデッキを補修することとしており、該当の歩道橋につきましても、順次、補修を行っていくこととしております。令和8年度には、次回の点検を予定しており、以降この結果を踏まえ、補修あるいは撤去について、交通量調査を行い検討してまいります。	都市環境部	道路整備課
4	2	津田沼北部	津田沼1丁目町会	すずかけ歩道橋の劣化(錆び、階段などのコンクリート剥がれ)	津田沼1丁目のすずかけ歩道橋の劣化が著しく、赤錆び、床コンクリートの凸凹、階段のコンクリート剥がれがみられ、通行人からの苦情、また、見た目の悪さが指摘されている。早急な処置を要望する。	令和6年度以降の予算で対応・検討	階段手前のコンクリート剥がれにつきましては、令和5年12月に補修いたしました。市内の歩道橋につきましては、令和3年度に点検を行い、その結果を反映した習志野市歩道橋長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検・補修を行っております。この長寿命化修繕計画では、令和6年度から約3ヶ年にかけてJR津田沼駅北口ペDESTリアンデッキを補修することとしており、該当の歩道橋につきましても、順次、補修を行っていくこととしております。令和8年度には、次回の点検を予定しており、以降この結果を踏まえ、補修を検討してまいります。	都市環境部	道路整備課
4	3	津田沼北部	津田沼北部地区まちづくり会議	津田沼3丁目企業局から五差路間の道路灯の設置	企業局から津田沼3丁目の五差路間の道路灯について、夕方の散歩、通勤及び買い物をする多くの人たちから、照度の向上を求められている。高齢者が多く住む当地区において、夕暮れ時は無灯火の自転車と接触寸前になることもあるため、道路灯の新設を要望する。	対応不可	街路灯につきましては、現地調査した結果、照度が確保されていたため新たに設置する予定はございません。現状にてご理解のほどよろしく願いたします。	都市環境部	道路管理課
4	4	津田沼北部	津田沼1丁目町会	五差路交差点内の路面補修	津田沼1丁目の交差点は、通勤、通学及び買い物など駅やスーパーにつながる主要な道路と交差している。駅至近の主要な交差点であるが、地面が凹み、ひび割れが目立っている。歩行者や自転車・オートバイの転倒事故等を回避したく早急な補修を要望する。	令和5年度予算で対応	令和5年度に当該交差点の一部とその周辺道路の補修いたしました。交差点部の未補修箇所につきましては、令和6年度完了予定の企業局発注による水道工事の舗装本復旧時に補修いたします。	都市環境部	道路整備課
4	5	津田沼北部	津田沼1丁目町会	坂の入り口の路面舗装及び段差の斜面化	津田沼1丁目20番1号付近の坂の上の住民の多くは高齢者であり、買い物カートを引き上げて上り下りするのに、路面の状態が悪くスムーズにいかず往生している。これまで補修した箇所は一部分のためすぐに路面が凸凹に損傷してしまう。このことから全面にわたる舗装・整備を要望する。併せて、入り口段差についても一部をなだらかな斜面化とした修繕を願いたい。	令和6年度以降の予算で対応・検討	ご要望の箇所は、所有区分等が錯綜していることから整理した後に検討してまいります。	都市環境部	道路管理課
4	6	津田沼北部	津田沼1丁目町会	津田沼1丁目さくら公園北東交差点内の路面補修	津田沼1丁目さくら公園北東交差点からタイムズ津田沼一丁目駐車場付近にかけて、また、別年度に同交差点から津田沼医院付近にかけて道路補修を行ってきたところである。今回は、その中間の交差点付近のひび割れ、凹みの補修を要望する。	令和5年度予算で対応	令和5年度に当該交差点の一部とその周辺道路の補修いたしました。交差点部の未補修箇所につきましては、令和6年度完了予定の企業局発注による水道工事の舗装本復旧時に補修いたします。	都市環境部	道路整備課
4	7	津田沼北部	津田沼北部地区まちづくり会議	歩車分離型信号機の操作を旧に復すこと	習志野警察署から青葉幼稚園間の信号機は、歩車分離方式を取り込んでいるが、そのことにより慢性的な渋滞が生じている。特に、京成踏切側から警察署に右折する車両が多いこと、企業局から京成踏切側への直進車が多く、京成踏切側からの右折車が2〜3台しか通過できないことから渋滞が生じている。右折車を優先するために、対面の信号機を赤にし、直進・右折を優先する変則的な信号機操作を導入するか、旧操作に戻すことについて要望する。	他機関へ依頼	信号機の管理につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「本件箇所は、歩車分離型信号サイクルになる前から慢性的な交通渋滞があり、道路管理者に対し右折車線増設等の道路及び交差点改良を申し立てているが難しい状況です。現在、時間により歩行者用信号のサイクルを短くし、車両用信号のサイクルを延長しているがこれ以上の対策は現状難しいです。」との回答をいただいております。本市としても引き続き千葉県や国に対して法令の解釈等の確認と実情に合った運用を要望してまいります。	都市環境部	道路管理課
4	8	津田沼北部	津田沼1丁目町会	津田沼医院道路の反対側の電柱の移設	津田沼1丁目にある津田沼医院道路の反対側に電柱があるために、通行に支障をきたしている。また、雨天時に傘を開いたままで通り抜けできないことから、通行がスムーズになるように電柱位置の移設変更を要望する。	対応不可	ご要望の電柱につきましては、道路が狭隘のため市道区域内での移設が困難であると判断しております。また、民地内への移設について、東京電力パワーグリッド株式会社と協議を行いました。また、地下ケーブルの立ち上げがあることや他事業者の線が多数共架されていることから、移設は困難であるとの回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
4	9	津田沼北部	津田沼1丁目町会	津田沼1丁目21番地近辺T字路へのカーブミラーの新設	津田沼1丁目21番地近辺五差路から進入するバイク、自転車、また、五差路に向かう車(一方通行)の往来が多く、近隣住民はバイクなどに接触する危険があるため、その緩和策としてカーブミラーの新設を要望する。	対応不可	第五中学校側から五差路への一方通行左折につきましては、視界は良好であるためカーブミラーの設置はいたしかねます。また、令和5年度に一方通行を走行している自転車等への注意喚起として電柱幕を設置しております。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。（「地区内優先順位」ではありません。）  
 ※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
4	10	津田沼北部	津田沼1丁目町会	津田沼1丁目さくら公園禁煙の徹底促進	津田沼1丁目さくら公園(禁煙重点区域)は、周辺の住民、幼児たちの遊びの場、そして買い物帰りの大人の憩いの場として人出が多い。喫煙者へ注意するもトラブルとなるため、監視員等の巡回指導を要望する。	令和5年度 予算で対応	JR津田沼駅周辺は受動喫煙防止の重点区域としており受動喫煙防止指導員が朝7時から夜9時までの間の6時間程度、時間帯を変えて巡回指導を行っております。今後も引き続き、当該駅周辺について巡回指導を徹底してまいります。	健康福祉部	健康支援課
4	11	津田沼北部	津田沼北部地区まちづくり会議	企業局から津田沼3丁目五差路間の自転車優先表示	企業局から津田沼3丁目五差路間は、駅を利用する者の通勤経路であり、買い物等で自転車を利用する者も多いことから、歩行者の安全・安心のために、自転車優先の表示の貼付あるいはラインの線引きを要望する。	対応不可	道路交通法においては、自転車は車両であることから車道の左側を通行することとしております。また、本路線の歩道は「普通自転車の歩道通行可」の規制がありますが、原則として自転車は歩行者優先で歩道を通行することになります。現状にてご理解のほどよろしくお願いいたします。	都市環境部	道路管理課
4	12-①	津田沼北部	津田沼1丁目町会	津田沼1丁目児童遊園の禁煙区域指定	津田沼1丁目児童公園は、幼児たちの遊びの場と親たちの語らいの場として利用されている。この公園において、幼児達の受動喫煙を避ける意味で、本公園を禁煙区域に指定願いたい。	その他	本地域の禁止区域指定につきましては、まず巡回指導を徹底し他部署と連携を図りながら、引き続き状況を見据え検討してまいります。特に子どもたちの利用時間帯を中心に、徹底して巡回指導するよう受動喫煙防止指導員に指示いたしました。また、市公園緑地課へ本公園に喫煙等の防止を図るポスターなどの掲示を依頼いたしました。	健康福祉部	健康支援課
4	12-②	津田沼北部	津田沼1丁目町会	津田沼1丁目児童遊園の禁煙区域指定	津田沼1丁目児童公園は、幼児たちの遊びの場と親たちの語らいの場として利用されている。この公園において、幼児達の受動喫煙を避ける意味で、本公園を禁煙区域に指定願いたい。	その他	健康支援課より本公園に喫煙等の防止を図るポスターなどの掲示の依頼を受け、令和5年12月に受動喫煙禁止の看板を設置いたしました。	都市環境部	公園緑地課
4	13	津田沼北部	津田沼北部地区まちづくり会議	生産緑地の土埃の舞い上げおよび土砂の流失防止措置のお願い	津田沼3丁目22番付近の生産緑地について、長年にわたって周囲のマンション住民等から土砂の舞い上がりにより風の強い日は洗濯物を外に干せない等、生活上の支障をきたしているとの意見がある。緑化が通年にわたり施されていけば舞い上がりも軽減されるが、長年にわたり対策を講じていないことによる周辺住民の不平不満が大きいため、善処策を要望する。	その他	生産緑地の所有者に対し適正な管理を行っていただくよう周知いたしました。	都市環境部	都市計画課
4	14	津田沼北部	津田沼1丁目町会	新築マンション(コナミスポーツ至近)建築後の交通安全と防犯	津田沼1丁目8番付近に建築中のマンションは、本年12月着工、令和7年に完工(285戸)予定である。現在、周辺道路が狭隘であり、歩道や信号が未整備である。既存のマンション・住民との共存を図り、渋滞を避け安全面を拡充する意味でも道路の拡充をはじめ歩道の新設、信号の増設など行政の積極的な関与を要望する。	その他	新築マンションの開発事業において自主管理歩道が整備される予定であり、現状よりも幅員の広い道路になると想定しており、当該路線の市道拡幅につきましては、事業化の予定はございません。また、信号機につきましては、所轄である習志野警察署より「マンションの完成後に慢性的な交通渋滞等が発生した場合について、主要交通である五差路からJR津田沼駅への道路との状況を踏まえ信号サイクルの変更の検討をすることは可能である。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
4	15	津田沼北部	津田沼北部地区まちづくり会議	津田沼3丁目16番付近の暗渠の雨天時のぬかるみ解消	津田沼3丁目16番付近の暗渠の上は、多くの方々の生活道路として欠かせないものとなっている。また、青葉幼稚園に通園する児童、保護者も多くみられる。その道路面は陥没箇所が数ヶ所に見受けられ、雨天時は水たまり及びぬかるみが著しく、試験的に土砂を盛ったものの解消に至っていないのが現状である。抜本的な解決を要望する。	令和5年度 予算で対応	ご要望箇所は、埋設されている下水道施設の管理を目的とした通路ではありますが、周辺の皆様方のご要望もあつたことから、一般歩行が可能な通路として開放しており、舗装等を行う予定はございません。令和5年9月にも補修いたしました。今後は状況に応じて適宜補修いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	企業局	下水道課
4	16	津田沼北部	津田沼北部地区まちづくり会議	津田沼3丁目ライオンズマンション前の両サイド歩道路の縁石斜めカット	津田沼3丁目ライオンズマンション前にある両サイド歩道路の縁石について、斜めカットを要望する。	対応不可	縁石は車の車輪が歩道に乗り上げる危険性を抑制することを目的として設置されています。縁石の切り下げを行うと歩行者の安全確保が不十分となることや、歩行者等の乱横断を誘発する可能性があることから、現状においては不可能と判断しております。	都市環境部	道路管理課
4	17	津田沼北部	津田沼1丁目町会	ワンルームマンションからの不正なごみ出し注意喚起	津田沼1丁目20番にあるマンションから出されるごみの出し方について、あらゆる面において不正が多く見受けられ、管理会社に連絡するもいつかは遵守されるがもとの不正な状況に戻り、地域住民とトラブル寸前である。このことは、一マンションの問題ではなく全町会に関わる問題である。行政の強い指導を願いたい。	令和5年度 予算で対応	共同住宅から排出されるごみの出し方が不適正な場合は、管理会社又は居住者に連絡し、きれいなごみ集積所の利用を促しているところ。また、当該ごみ集積所については以前よりお話を伺っており、根本的な解決が図れるよう引き続き排出者等へ働きかけてまいります。なお、ごみの分別やごみ出しマナーなどの改善のため、毎年3月に市内全世帯を対象にごみ出しルールを掲載した「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」を配布しているほか、ホームページには何ごみで排出するか検索できる「品目別の検索機能」、6ヶ国に対応した「ガイドブック簡易版」や「啓発用フリー素材」を掲載しております。	都市環境部	クリーンセンター業務課 クリーン推進課
4	18	津田沼北部	津田沼1丁目町会	津田沼1丁目15番12号私道入り口側溝縁石面の補修	津田沼1丁目15番12号の私道入り口の側溝縁石は、ごみ収集のバッカー車の出入りにより、側溝縁石面の損傷が著しく、通行等に不便を感じている。補修・整備について、住民から要請を受けており早急に現場確認を含め対応願いたい。	令和5年度 予算で対応	ご要望の側溝につきましては、破損の大きい箇所の補修を令和5年7月に実施いたしました。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)  
※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。